

平成26年度 特別養護老人ホーム一味園事業計画書(案)

第1 基本方針

- 1.「一味園」は、老人福祉法及び介護保険法等を尊守の上、ご利用者の権利を尊重し、安心して園生活を営むことが出来るよう支援を行います。
- 2.「一味園」は、ご利用者とサービス提供者とが対等な関係のもとにご利用者のニーズに合わせた生活支援を行います。
- 3.「一味園」は、ご利用者とご家族との繋がりや地域との連携・協力に努め、地域に信頼される施設を目指します。

第2 生活の質の向上

1 日常生活支援・介護について

ご利用者一人ひとりのニーズと意思を最大限に尊重し、残存能力の維持・向上に努め「生きがい」のある生活を過ごしていただけるよう努めます。サービスの提供にあたっては、ご利用者個々のニーズに則した実行性のある施設サービス計画（ケアプラン）を作成し、実施すると共にご利用者が、生き生きとした生活を送れるための適切なサービスの可能性を常に検討します。施設サービスと在宅サービスとの連携、保険・医療・福祉の連携を進め、ご利用者の生活向上とより質の高い生活を送ることができるよう支援に努めます。

2 食事について

- (1) ご利用者の身体状況や健康・嗜好に配慮した食事提供だけでなくご利用者がふれあいながら楽しい食事が摂れるよう進めます。
- (2) 地域と連携しながらイベント食や外食を行い季節に合った味覚を楽しんでいただけるよう努めます。
- (3) 要介護度が高くても離床して食事ができるよう支援を行います。
- (4) 咀嚼や嚥下機能が低下していても安全で美味しく美しい食事が提供出来るようソフト食の技術研鑽に努めます。
- (5) 感染予防のため乳酸菌飲料を提供します。

3 入浴について

- (1) ご利用者が身体の清潔を維持し、快適な入浴ができるよう、これまで家庭で使用し馴染んできた個別浴槽を提供し支援します。
- (2) ご利用者の残存能力を活用し不安に感じさせない介護技術を常に研鑽します。

4 排泄について

- (1) ご利用者のプライバシーを尊重しながら排泄リズムを把握し、ご利用者個々に合わせた排泄誘導や交換を行います。
- (2) 水分不足による便秘予防や日中の活動量を増やすことで自然な排泄が出来るよう促し援助します。
- (3) オムツの使用は最終手段と考え、ご利用者が自宅での生活と同じような下着の使用が続けられるよう援助をします。

5 行事・レクリエーション等について

- (1) 季節に合わせた施設行事（お花見・敬老会・観楓会・開園記念祝典）や演芸招待等ご利用者に喜んでいただける行事を計画します。
- (2) お祭り見学や地域の行事参加等、ご利用者がこれまで関わってきた地域の行事等への参加を積極的に支援します。
- (3) 介護職と看護職が連携しながらご利用者に合わせたレクリエーションを計画し、身体機能の低下を防ぎ楽しく過ごせるよう支援します。

6 利用者の健康管理について

嘱託医の診察をはじめ、看護職員による体温、脈拍、血圧、体重などの定期的測定を行い日々の健康管理を行います。

- (1) ご利用者の体調変化については、嘱託医、関係医療機関と協力しながら食事・排泄・運動機能等の日常生活の観察を通して体調の把握に努めます。
- (2) 清潔な生活環境の提供に努めノロウイルスやインフルエンザ等の感染症が拡がらないよう対策を行います。
- (3) 痰の吸引や褥瘡処置など看護と介護が協働して医療的介護を実施します。

7 ご家族等への対応について

- (1) ご利用者の身体的・精神的状況に変化が見られたときにはご家族へ連絡し状況報告を行います。

また、医療機関へ受診した場合には受診結果を報告するなど、連携を密に図ります。

- (2) ご利用者のご家族に対しては、機関紙の発行や施設行事への参加の呼びかけなどご家族との連携協力を図ります。
- (3) 面会の際は居室だけでなくラウンジを利用していただきご利用者とゆっくり過ごせるよう空間を提供します。

8 ターミナルケアについて

ターミナル期であることが予見されるご利用者に対しては、医師・ご家族等の連携のもと身体的精神的苦痛をできるだけ緩和し、ご利用者の尊厳に十分に配慮して支援するとともに、静養室等を活用しながらご利用者の生活の質に努め、ご家族と共に最期の場所として看取れるよう宿泊できる環境を提供します。

9 施設サービス計画(ケアプラン)について

ご利用者一人ひとりに適したケアを提供するため、ご利用者やご家族の希望を取り入れた介護サービス計画を作成し提示します。また、心身の状況に応じてサービス計画の変更を行います。

10 防災対策について

- (1) 自動火災警報装置、施設内放送設備を完備し、各部署の災害時における管理体制を明確にし、日頃からご利用者及び職員の防災意識の高揚や緊急時における連絡体制等の周知徹底を図ります。
- (2) 通報訓練、消火訓練、避難訓練を、消防計画に基づき適宜実施します。
- (3) 職員間で連絡網を用い緊急時に連絡がとれるよう通報訓練を実施します。

11 地域との交流

- (1) 地域に根ざした施設として、地域行事への参加や外出を実施します。
- (2) ボランティアなどを通して地域住民との交流を実施します。

12 短期(予防)入所生活介護

- (1) 在宅生活をされているご利用者の心身の状況や病状が悪い場合に専門機関と協働のもとで短期間の介護サービスを提供します。
- (2) ご家族(介護者)の疾病・冠婚葬祭・外出・介護疲れ・休養等の何らかの事情で介護できなくなった時、一定期間ご利用いただきご利用者とご家族が安心して充実した在宅生活が送れるよう専門機関と協働のもとで短期間の介護サービスを提供します。

13 利用契約とサービス料金について

ご利用者の入所に当たっては、入所判定委員会での審査を経て、別に定める「重要事項説明書」に基づき、施設の概要やサービス提供内容、利用料負担などについて説明の上、「利用契約書」「金銭管理契約書」「個人情報同意書」により契約を行います。

14 苦情解決等について

- (1) 社会福祉法第82条の規定により、サービス等についての意見・要望・苦情等を受付、対応するため、苦情受付担当者及び苦情解決委員会を設置し、適切な処置を行うとともに、サービスの質や信頼性の向上に努めます。
- (2) コンプライアンスを徹底すると共に、特にご利用者への不適切な関わりは絶対にあってはならないこととして予防に努めます。

15 利用者の状況

(1) 要介護度別

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
男 性	0	2	3	6	6	17
女 性	0	1	10	13	9	33
計	0	3	13	19	15	50

(2) 年齢構成別

区分	～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90～94	95～99	100～
男性	0	2	2	4	3	3	3	0
女性	0	0	1	8	9	8	6	1
計	0	2	3	12	12	11	9	1

(3) 出身地別

市町村	南富良野町	上富良野町	富良野市	占冠市	伊達市	札幌市	計
男 性	10	0	5	2	0	0	17
女 性	18	1	7	5	1	1	33
計	28	1	12	7	1	1	50

第3 組織及び研修等について

1 組織体制について

(1) 総務係

総務係は施設運営の庶務、会計、人事管理を行い、ご利用者への間接的な支援と総合的な組織、施設管理を行います。

(2) 介護係

- ① 生活相談員は、日常のご利用者からの相談やご家族との連絡、調整を行います。
- ② 介護支援専門員は、ご利用者の心身機能に適したケアプランを作成します。
- ③ 介護職員はご利用者のケアプランを元に日常生活援助及び介護サービスを提供します。

(3) 医務係

看護師は、嘱託医と連携を図りご利用者の日々の健康状態を把握、管理します。

(4) 給食業務係

- ① 管理栄養士は、個々の特性に適応した食事提供のため栄養ケアプランを実施し、栄養や調理業務の管理や栄養相談業務を行います。
- ② 調理員は、清潔保持に努め、ご利用者に喜んでいただける食事を提供します。

2 職員の配置状況

職 種	配置人員	備 考
園 長	1	
医 師	1	嘱託医
介護支援専門員	[4]	他職種兼任
生 活 相 談 員	1	
介 護 職 員	20 (2)	
看 護 師	4 (2)	
機能訓練指導員	[1]	看護師兼任
管 理 栄 養 士	1	
栄 養 士	1	
調 理 員	6 (3)	
事 務 員	2 (1)	
用 務 員	1 (1)	
宿 直 員	2 (2)	
合 計	40 (11)	

※()は臨時職員 []は兼任

3 研修事業

- (1) 施設内外の研修会の参加を計画的に実施するほか、ご利用者一人ひとりの状況に対応するための介護職、看護職を中心とした全スタッフの専門知識と介護技術の向上に努めます。
- (2) 特に移乗、排泄、入浴介助は定期的に研修会を開催し、ご利用者の安心安全と介護員の腰痛防止をはかるため介護技術の向上と育成に努めます。
- (3) 職員の専門性と質の向上を図るため、次の研修を実施します。
 - ・ 新任者研修 ・ 施設学習会 ・ 関係機関や団体等への研修
 - ・ 施設間交流研修 ・ 他施設訪問研修

4 会議、委員会の体制について

- (1) 様々なニーズや身体状況の変化に即応するため、職員相互の連携と質の高いサービス提供を目指した各種会議等を計画的に開催します。
- (2) 次の会議を設置し、利用者の生活支援のサービス向上に努めます。
 - ・職員会議 ・役職員会議 ・グループ会議 ・ケース会議 ・給食会議
- (3) 施設運営とご利用者の生活向上を図るため、次の委員会を設置します。
 - ・事故防止対策委員会 ・感染防止対策委員会 ・給食運営委員会
 - ・研修委員会 ・排泄委員会 ・入浴委員会
 - ・リハビリ委員会 ・広報委員会 ・苦情解決委員会
 - ・入所判定委員会 ・リスクマネジメント身体拘束ゼロ推進委員会
 - ・医療的ケア（痰の吸引等）対策推進委員会 ・衛生委員会
 - ・虐待防止委員会

5 財務管理について

- (1) 介護給付費の適正な請求のもと、事業執行やご利用者預り金の適正な取り扱いについて牽制体制を整備し、適切な財務管理を行います。
- (2) 事業の執行に当たっては、効率的な物品等の購入や経費削減など計画的な予算の執行に努めます。

6 情報のIT化について

- (1) 施設内のトータルな業務、また介護や相談業務に関しITソフトを導入し、事務室や介護員室、医務室に設置しているパソコンシステムにより業務の効率化、情報の共有を図ります。
- (2) プライバシーの権利を遵守し、セキュリティ対策など個人情報の取り扱いには十分配慮した情報管理体制を図ります。

7 職員の健康管理

- (1) 定期健康診断のほかに介護・看護職員は年2回の腰痛検査と夜勤従事者は年2回の健康診断を実施します。
- (2) 職員が心身ともに十分な休養を取ることができるよう、計画的に業務執行の推進を図ります。
- (3) 職員の健康状態や勤務環境など、健全に業務に就けるよう個々に健康指導や環境改善を目指し取り組みます。
- (4) 感染症（インフルエンザ・ノロウイルス）等の疾患が発症した場合は、休暇及び出勤等の指示を行えるよう随時対応します。

8 交通安全の推進

- 職員の交通事故・違反や交通ルールの教育強化を図り、交通安全に対する意識の向上を図ります。

第4 年間行事計画

区 分	施 設 行 事	地 域 等 参 加 行 事	そ の 他
4 月	・天理教窓拭きボランティア		
5 月	・お花見 ・避難訓練		
6 月	・運動会		・健康診断
7 月		・南富良野高校花火大会 ・湖水祭り	
8 月	・七夕祭り ・盆踊り ・講 話		
9 月	・敬老祝典 ・屋台村	・南富良野神社祭	
10 月	・観楓会	・幾寅小学校（出前） 学芸会	
11 月	・避難訓練 ・下田先生アコーディオン 演奏会		・インフルエンザ 予防接種
12 月	・開園記念祝典 ・クリスマス会 ・忘年会		
1 月	・新年会 ・宝引き		
2 月	・節 分 ・避難訓練		・法人研究発表会
3 月	・ひな祭り ・講 話		
その他 行 事	【毎月】 ・誕生会 ・体重測定 ・理 髪 ・喫 茶 ・売 店	利用者の希望やケアプラン に応じて地域行事等に参加	【毎月】 ・職員会議 ・役職員会議 ・委員会会議 ・調整会議

特別養護老人ホーム 一味園 組織図

平成26年 4月 1日

